

事業再評価対象事業及び評価一覧表

資料 5

港湾局

※【】内は当初計画又は前回再評価時の内容

No.	事業種別	事業名	事業内容	再評価理由 ※1	所在地	事業開始年度	完了予定年度	総事業費 (億円)	既投資額 (億円)	事業費ベース進捗率	進捗率	費用便益 分析 (B/C)	局自己 評価 ※2	所管局の考え方(自己評価)
14	公害防止対策	公害防止対策事業	有機汚泥対策 約4万㎡ 底質ダイオキシン類対策 約93万㎡	①	大阪港内 〔木津川等(河川港湾重複7区域)〕	H13	H41 【H27】	147 【147】	8.6 【4.1】	約6% 【約3%】	約6% (うち底質ダイオキシン類対策:5%)	7.40	事業継続 (C)	・全体事業費が147億円と巨額であるにもかかわらず、年間1億円程度と非常に限られた事業費見込みとなっていることから、現時点では「限定的な実施にとどまるもの(C)」と評価する。 ・なお、必要性の高い事業であるので、事業費の確保について、他事業のコスト縮減など、様々な視点から検討し、また港湾局単独ではなく全庁横断的に環境改善に取り組みよう検討していく。
15	環境整備	此花西部臨港緑地整備事業	総面積:62,000㎡ 整備内容:園路,植栽,オープンスペース,照明施設	④	此花区北港1丁目、桜島1丁目	H9	事業再開後5カ年 【H28】	21 【21】	16 【16】	76% 【76%】	工事進捗率:31%	6.9	事業休止 (D)	・此花西部臨港緑地は、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンを核とする此花西部臨海地区の港湾環境の改善や交流機会の増加に寄与するとともに、大規模地震時における防災緑地として、事業の必要性は変わっていない。 ・大阪府の堤防補修について、府の検討委員会の中で一定の評価を受けているものの、新技術及び新工法を積極的に取り入れていく必要があるとされており、事業計画が確定していないことから、本事業を事業休止とする。
16	環境整備	中央突堤臨港緑地整備事業(物揚場整備事業を含む)	総面積:85,000㎡ 整備内容:園路,植栽,オープンスペース,照明施設、物揚場、防波堤、浮棧橋等	④	港区海岸通1,2丁目	H9	H38 【H28】	102(60) 【-(60)】 ():緑地	48(15) 【-(14)】 ():緑地	47(25)% 【-(23)%】 ():緑地	緑地整備:21% 物揚場整備:57%	2.4	事業継続 (C)	・本事業は、港区の港湾環境の改善や交流機会の増加に寄与するとともに、災害発生時に港湾の防災活動の拠点として必要な事業であることから、「事業継続」とする。 ・しかし、本市の近年の財政状況が厳しいことから、限定的な実施となるため、「事業継続(C)」とする。
17	土地造成	新人工島土地造成事業	護岸延長:5,151m 埋立面積:約109ha 処分量:2,300万㎡	④	此花区北港緑地1丁目1番、2丁目1番1北港白津1丁目1番1地先の公有水面	H8	H37 【H33】	1,090 【1,090】	332 【280】	30.5% 【25.7%】	埋立:0% 護岸:14.0%	1.01	事業休止 (D)	・当面は、港湾局事業の優先度を考慮し、事業休止とする。 ・しかしながら、処分場の整備は浚渫土砂・陸上残土の適正な処分や都市環境の保全に資する事業であるため、事業再開に向けて、社会経済情勢の変化や土地利用ニーズ等を踏まえ、事業費の確保や償還スキームのあり方を検討していく。

※1 再評価理由

- ① 国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの 1件
 - ② 事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの 0件
 - ③ 事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの(平成19年度以前に事業開始分)(*) 0件
 - ④ 事業再評価した年度から5年間が経過後の年度で継続中のもの(平成18年度事業再評価実施分)(*) 4件
 - ⑤ 市長が特に必要と認めるもの 0件
- * 平成23年度に事業完了予定のものを除く。

※2 評価の分類

- 事業継続(A) : 完了時期を宣言し、重点的に実施するもの 0件
- 事業継続(B) : (A)より優先度は劣るが、予算の範囲内で着実に継続実施するもの 0件
- 事業継続(C) : (B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの 2件
- 事業休止(D) : 複数年にわたって予算の執行を行わないもの 2件
- 事業中止(E) : 事業を中止するもの 0件